

船舶事故調査報告書

平成24年3月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行
 委員 根 本 美 奈

事故種類	海水浴客負傷
発生日時	平成23年8月28日（日） 15時10分ごろ
発生場所	福岡県芦屋町芦屋港内の芦屋海水浴場 芦屋港北防波堤灯台から真方位133°535m付近 （概位 北緯33°53.7′ 東経130°39.2′）
事故調査の経過	平成23年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ よしき丸、0.1トン 290-61583福岡、株式会社安東工業 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、188.00kW、平成22年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 21歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年7月22日 免許証交付日 平成23年7月22日 （平成28年7月21日まで有効）
死傷者等	負傷 2人（海水浴客A及び海水浴客B）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、3人乗りの水上オートバイであり、船長が1人で乗り組み、ほか子供1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、船長が、中央座席に座り、同乗者を前部座席に座らせ、同乗者の後部からハンドルを握って操縦し、芦屋海水浴場の砂浜を発進し、同海水浴場沖で遊走した。</p> <p>船長は、約5分間遊走したのち、砂浜に戻ろうとしたが、砂浜付近には多数の水上オートバイが停留していたので、砂浜から約20m沖でスロットルレバーを切り、船首を南東方に向けて前進惰力で砂浜に接近しながら停留場所を探していた。</p> <p>船長は、停留場所を探すことに注意を向けていたので、前方で水遊びをしていた海水浴客A及び海水浴客Bに気付かず、前進惰力で航行し、衝突直前、前方至近に両海水浴客を認めたが、平成23年8月28日15時10分ごろ、芦屋港北防波堤灯台から真方位133°535m付近において、本船が、砂浜の方を向いて子供と水遊びをしていた海水浴客A及び海水浴客Bに衝突し、倒れた両海水浴客の上を通過した。</p> <p>海水浴客A及び海水浴客Bは、救急車により病院に搬送され、いずれも頸椎捻挫と診断された。</p>

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波高 約0.2～0.3m、潮汐 低潮時</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>芦屋海水浴場は、東西約1kmにわたり遠浅となっており、東側約500mが芦屋港の港域内であり、本事故発生場所は、水深が約50～60cmであった。</p> <p>本事故当日は、8月最後の日曜日であり、芦屋海水浴場は、マリンレジャーを楽しむ家族や若者などでにぎわっており、砂浜付近には多数の水上オートバイが停留していた。</p> <p>芦屋海水浴場を管理運営している地元の団体によれば、次のとおりであった。</p> <p>(1) 平成23年7月2日（土）から8月14日（日）の間を芦屋海水浴場の海水浴期間としており、同期間中は海水浴場に監視員などを配置していた。</p> <p>(2) 上記期間内においては、監視員は、水上オートバイが海水浴場に入ってくるように指導していた。また、駐車場の管理も行っていたので、海水浴場に水上オートバイを降ろさないように指導していた。</p> <p>(3) 上記期間外においては、監視員はいなくなるが、駐車場の管理は行っていたので、砂浜に水上オートバイを降ろさせなかった。</p> <p>福岡県迷惑行為防止条例第9条によれば、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他の小舟の回遊する水面（水浴場等）において、正当な理由がないのにヨット又はモーターボート等を縫航（ジグザグ航行）、急転回、疾走等により、遊泳し、又は手こぎのボートに乗っている者に危険を覚えさせる行為をしてはならないとされていた。</p> <p>船長は、特殊小型船舶操縦士の免許を取得後、本事故当日に水上オートバイを操縦したのが初めてであり、本船を同業者から借りて1回につき5～10分程度操縦し、本事故発生までに芦屋海水浴場の沖で合計約1時間操縦していた。</p> <p>船長は、水上オートバイに乗船するときには、救命胴衣を着用し、自ら操縦しなければならないことを知っていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用し、同乗者には子供用の救命胴衣を着用させ、同乗者を後部座席に座らせるよりも、前部座席に座らせた方が落水しにくいので、同乗者を前部座席に座らせてその後部からハンドルを握って自ら操縦していたが、同乗者が見張りや操縦の妨げにはなることはなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし 本船は、芦屋海水浴場において前進惰力で砂浜に接近中、船長が、停留場所を探すことに注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、海水浴客A及び海水浴客Bに気付かず航行し、両海水浴客に衝突して両海水浴客が負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、芦屋海水浴場において前進惰力で砂浜に接近中、船長が、適切な見張りを行っていなかったため、前方にいた海水浴客A及び海水浴客Bに気付かずに航行し、両海水浴客に衝突したことにより発生し</p>	

	たものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水上オートバイは、海水浴客がいる砂浜付近を航行しないことが望ましい。